

各市町村からのご意見等とその対応について

市町村長会議における説明事項に対する意見等について

■概 要

- 前回(5月29日)の市町村長会議後、宮城県から各市町村長宛に以下の3項目についてアンケートを送付しご意見をいただきました。
 - ① 候補地の選定手順等について
(指定廃棄物の発生状況・発生量を評価項目・評価基準とすることについて)
 - ② 候補地の提示方法について
 - ③ その他の意見・質問等
- 7月11日までにご意見をいただいたものについて、その結果概要は、7月16日開催した第5回有識者会議においてご紹介させていただきました。
- いただいたご意見を踏まえた、宮城県における候補地の選定手法について環境省の考え方をお示しします。

①候補地の選定手順等について

(1) 指定廃棄物の保管状況・保管量を評価基準とすることについて

■アンケートの集計結果について

ご意見の集計結果は以下のとおりでした。

A) 保管状況・保管量を評価基準とすることに肯定的な意見

→ 11市町村

- ・ 指定廃棄物が発生していない市町村に最終処分場等を設置することは、地元住民の理解が得られない。(4市町村)

B) 保管状況・保管量を評価基準とすることに否定的な意見

→ 16市町村

- ・ 指定廃棄物が多く発生している地域は、原発事故の被害者である。(6市町村)
- ・ 地元関係者の理解を得られやすい場所を選定するための評価項目・評価基準としてはふさわしくない。

C) 中立・その他 → 3市町村

■宮城県における候補地の選定手法の考え方

上記集計結果を踏まえ、**宮城県における指定廃棄物の保管状況・保管量の評価は、重付けをゼロ**にしてはどうか。

(2) 選定手順等に関するその他のご意見(その1)

<観光への影響について>

➤ ご意見の概要

- 観光統計概要による年間入込客数を50万人とする理由が不明。また、入込数だけでなく、周遊する人の流れなども考慮すべき。

■ 宮城県における候補地の選定手法の考え方

- 地域特性として配慮すべき事項として、観光への影響から除外する地域として以下の案としてはどうか。
 - ◆ 年間入込客数50万人以上※1の観光地が位置する市町村行政区
 - ◆ 年間入込客数50万人以上の温泉で市町村行政区名にその温泉名が含まれる地域
 - ◆ 上記2つの地域の周辺500mの範囲内
- ※1 過去5年(平成18年～平成22年(震災前年))の宮城県観光統計概要における年間入込客数
- 規模の大きい観光地を絞り込むための一定の目安として、年間入込客数50万人以上とすることとします。
 - 観光地が位置する市町村行政区及びその周辺500mを除外し、観光地を周遊する人の流れへの影響にも配慮します。

(2) 選定手順等に関するその他のご意見(その2)

<水源との近接状況について>

➤ ご意見の概要

- 水源地となっているダム及び上水道取水施設の上流地域は除外していただきたい。
- 農業の取水口からの距離については、影響を受けないくらいの距離と、取水施設の灌漑面積を考慮していただきたい。
- 排水がない施設なので問題ないとの考えであるのに、水源を評価に加えるのは矛盾している。
- 取水口だけでなく、水源涵養としての森林区域、湧水、沢水との距離も考慮すべき。

■ 宮城県における候補地の選定手法の考え方

- 水源について、処分場の設置による影響が及ばないように配慮することは、環境省としても極めて重要であると認識しています。
- そのため、今回計画している埋立地は、放射性汚染物質対処特措法の処理基準に基づいて処分するものであり、埋立地は水を排出しない遮断型構造とし、十分に安全に配慮したものとすることとしています。
- また、加えて、安心の観点から、水源との近接状況を考慮して候補地選定の評価を行うこととし、候補地と水道用水や農業用水の取水口からの距離で評価を行うこととしています。
- これらの距離については、関係5県における廃棄物処分場に関する指針・指導要綱等で定める説明会等に関する規定を参考に決めました。

②候補地の提示方法に関するご意見について

選定過程について

➤ ご意見の概要

詳細調査の実施については、対象地域を明らかにして行うべき。

■宮城県における候補地の選定手法の考え方

いただいたご意見を踏まえ、安全・地域特性等の観点から候補地となり得るエリアを抽出し、安心の観点から適性評価・総合評価を行って候補地の絞り込みを行った上で、市町村長会議において3～4箇所程度の候補地を提示します。さらに、詳細調査を実施した上で、最終候補地一箇所を提示します。

③その他の意見・質問等

(1)最終処分場の施設管理について

➤ご意見の概要

- 新たに設置する指定廃棄物の最終処分場の管理については、国が責任を持って行うべき。

■ ご意見への考え方

- 指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の責任において処理を実施します。
- 処分施設の設置、指定廃棄物の収集・運搬・減容化・埋め立てだけでなく、埋め立て後の処分施設の維持管理についても、国が長期にわたり責任をもって行います。
- なお、本年度より新たに地方環境事務所に指定廃棄物の処理を専門に担当する部署を設置しており、候補地選定にあたっての地元住民への説明等を含め、対応します。

(2) 一時保管について

➤ ご意見の概要

- 指定廃棄物の保管方法について、風水害にも耐えられる比較的長期の保管に適した、より安全性を高めた一時保管方法への見直しが必要。
- フレキシブルコンテナでの保管は2～3年の寿命と聞いているので管理の見直し等も必要。安全な管理のための国の指導、民間による適正な保管も含め、経済的な支援について早急な説明が必要。

■ ご意見への考え方

- 指定廃棄物の保管に当たっては、平成23年12月に環境省において策定した「廃棄物関係ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)等に沿って、指定廃棄物を保管する者が、容器内の指定廃棄物が飛散及び流出することがないように、必要な措置をとることが必要であると考えています。
- 環境省では、特措法の保管基準に従って当該廃棄物を飛散及び流出させることなく適切に保管できるよう、周知徹底を行っています。さらに、必要に応じて地方環境事務所等による現場確認を行っています。
- 指定廃棄物の飛散・流出の防止に係る費用については、東京電力に対して直接求償ができるほか、一定の要件を満たすものは、環境省で実施している指定廃棄物の適正な保管のための支援の対象となり得るものです。保管状態等に問題が生じるおそれがある場合は、個別にご相談ください。

(3) 8,000Bq/kg以下の取扱いについて

▶ご意見の概要

- 8,000Bq/kg以下の廃棄物について、処理が進むような取扱いを実施すべき。

■ ご意見への考え方

- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法により安全な処理が可能です。処理が滞っている農林業系廃棄物については、市町村による処理を支援するため、処理加速化事業(予算額:104億円)を創設しました。本事業等を通じて得られた処理の安全性に係る知見を周知しつつ、市町村や地域住民の方々の理解を得ながら農林業系廃棄物の処理を加速するよう支援していきます。
- また、他県も含め、多くの焼却施設では、焼却灰中に含まれる放射能濃度が減衰したこと等物理的な状況が変化したことや、8,000Bq/kg以下の廃棄物を受け入れていただいている廃棄物処理業者、最終処分場の管理者等によるご尽力により、適正な処分が進んでいます。
- 一方で、8,000Bq/kg以下の焼却灰の保管が継続している自治体があることは承知しており、これまでも環境省では8,000Bq/kg以下の廃棄物について独自に濃度基準を設定して搬入を制限することは適切でなく、受け入れを促進するよう、県等を通じて指導・要請してきたところですが、平成25年7月12日には都道府県及び政令市廃棄物行政主管部局宛通知を発出し、同趣旨について改めてお願いしたところです。
- なお、指定廃棄物の最終処分場に併設する焼却炉でのこれらの廃棄物の焼却についても、そのようなご要望があることは承知していますが、一般廃棄物は市町村が処理することとされており、既存の焼却炉で従来と同様の処理方法により安全な処理が可能であることから、最終処分場の所在自治体へさらなる負担を強いるのではなく、既存の施設での焼却に向け、ご理解・ご協力をお願いします。